

篠栗町告示 70 号

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

公共施設等個別施設計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

篠栗町長 三 浦 正
(公 印 省 略)

1 業務概要

(1) 業 務 名 公共施設等個別施設計画策定業務

(2) 業務内容

①基本コンセプト及び整備方針の整理

- ・施設利用状況、建物・設備の劣化状況、外構及びユニバーサルデザインの現況を整理する。
- ・目視調査を基本とし、必要箇所はコンクリートコア（φ80 mm程度）の採取・試験を行う。
- ・現状課題を踏まえ、都市計画や将来ニーズに応じた施設の基本コンセプト及び整備方針を提示する。

②目標・基本方針・整備基準の設定

- ・上位計画を踏まえ、長寿命化・予防保全の目標年数、改修周期等を設定する。
- ・改修整備水準及び点検、評価項目、手法、周期を明示する。

③長寿命化計画の策定

- ・今後 3 0 年間及び直近 1 0 年間の改修内容・時期・費用を年次計画として取りまとめる。

④計画書の取りまとめ

- ・検討結果を整理し、「本計画」及び「総合管理計画」の改訂素案としてまとめる。
- ・推進体制、情報基盤整備方針及びフォローアップ手法を提示する。

⑤成果品の作成

・前各号の結果を取りまとめ、成果品（計画書、概要版、報告書等）を作成する。

「公共施設等個別施設計画書」と「総管理計画書」を作成する。

⑥打合せ及び検討委員会

・事務局打合せ：初回・中間2回・最終の計4回とするが必要に応じ追加実施する。

・個別施設計画検討委員会：想定4回

・総管理計画検討委員会：想定2回

・打合せ毎に議事録を作成し、発注者と確認する。

※進捗状況については毎月報告を行うこと。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

※履行期間に関して変更が必要となった時は、協議のうえ、対応する。

2 見積限度額

27,786,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

次に掲げるすべてに該当する者であること。

(1) 町の令和6・7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は、資格確認書類を提出し参加資格を認められた者であること。

(2) 町から現に指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 本業務を的確に遂行するに足る技術的能力と十分な財務的基礎を有していること。

4 審査方法

提出された技術提案書及びプレゼンテーションの内容について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。

5 実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和7年6月25日（水）から令和7年7月31日（木）まで

(2) 交付方法 町ホームページからダウンロード

6 質疑の提出

(1) 提出方法 仕様書等に関する質問がある場合は、電子メールで質疑書（様式1）を提出すること。PDF形式で作成すること。

※電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。

※提出後、受信できているかの確認を電話で行うこと。

(2) 提出期限 令和7年7月18日（金）17時（必着）

(3) 提出先 篠栗町財産活用課財産活用係

メールアドレス kanzai@town.sasaguri.lg.jp

TEL 092-947-1114